

麻薬取扱者免許申請等手続要領

1 免許申請について

(1) 免許対象者

ア 本年12月31日で免許有効期間が満了し、それ以降も継続して麻薬を取扱おうとする令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に免許を受けている麻薬卸売業者、同小売業者、同施用者、同管理者及び同研究者

イ 令和9年1月1日から新規に免許を受けようとする者

(2) 提出書類（正副各1部）

ア 免許申請書
イ 医師の診断書

} (別紙様式1)

法人が、麻薬卸売業者または同小売業者の免許を申請する場合には、次の者の診断書を添付すること。

(ア) 株式会社及び有限会社にあつては、本免許に係る業務を担当する取締役全員

(イ) 合名会社にあつては、本免許に係る業務を担当する社員全員

(ウ) 合資会社にあつては、本免許に係る業務を担当する無限責任社員

ウ 医師等の免許証の写（新規に麻薬取扱者免許を受けようとする者のみ）

エ 業務分掌表（法人が、麻薬卸売業者又は同小売業者の免許を申請する場合のみ）

オ 研究計画書等の研究目的が分かる書類（麻薬研究者の免許を受けようとする者のみ）

(3) 手数料

麻薬卸売業者の申請にあつては、15,800円、麻薬小売業者、同施用者、同管理者又は同研究者の申請にあつては、4,500円の岩手県収入証紙を申請書正本に添付すること。

(4) 提出先及び期限

勤務地の住所を所管する保健所 令和8年11月13日（金）

(5) 申請書記載上の留意事項

ア 麻薬業務所欄

名称及び所在地を正確に記入すること。

イ 許可又は免許の番号欄

医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師にあつては、当該免許の登録番号（麻薬施用者、麻薬管理者の免許番号ではないこと。）を記入すること。

また、麻薬卸売業者又は同小売業者にあつては、薬局又は医薬品販売業の許可番号を記入すること。

ウ 欠格条項欄

該当ない場合には、「なし」と記入すること。

なお、該当のある場合には、その内容及び年月日を記入すること。

エ 備考欄

備考欄には、継続して免許を申請する者にあつては、現在受けている麻薬取扱者免許番号を、新規に免許を申請する者にあつては、「新規」と記入すること。

2 麻薬受払報告について

(1) 報告義務者

令和 8 年 9 月 30 日現在で、免許を受けている次の麻薬取扱者

ア 麻薬管理者（同管理者のいない麻薬診療施設にあつては、麻薬施用者）

イ 麻薬小売業者

ウ 麻薬研究者

(2) 提出書類

報告書（別紙様式 2）正副各 1 部

(3) 提出先及び期限

勤務地の住所を所管する保健所 令和 8 年 11 月 30 日（月）

(4) 報告記載上の留意事項

記入に際しては、在庫数量を確認のうえ、本年報告に係る期初（令和 7 年 10 月 1 日現在）在庫量が、前年報告に係る期末（令和 7 年 9 月 30 日現在）在庫量と一致しているか照合すること。

3 その他

- ・ 記入方法等については「麻薬・向精神薬取扱いの手引き」を参照すること。
- ・ 各様式については、岩手県ホームページ内よりダウンロードが可能であること。
【岩手県ホームページにて「麻薬免許申請」で検索！】

(<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/yakumu/mayaku/1003277.html>)

- ・ 麻薬小売業者間譲渡許可についても、許可期限は許可日から 3 年を超えない年の 12 月 31 日であることから、更新について遺漏のないようにすること。